依頼者を利用者、本契約事業者を事業者として、事業者が利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)について、次の通り契約を締結する。

(契約の目的)

第一条　事業者は、介護保険法、健康保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供します。利用者は、事業者に対して、その訪問看護に対する利用料金を支払うこととします。

(契約期間)

第二条　本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の介護認定の有効期間及び、利用者の終了意思表示をされるまでとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(訪問看護内容等)

第三条

1　事業者は、利用者の日常生活全般の状況及びその意思を踏まえ、主治医の指示及び「居宅サービス計画または介護予防サービス計画」(以下「ケアプラン」という。)に沿って「訪問看護計画書」を作成し、その内容を利用者及びその後見人又は家族(以下「利用者等」という。) に説明、計画的にサービスを提供します。

2　事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、関係者との連絡調整及び相談の上、訪問看護計画の変更等の対応を行います。

3　本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事(栄養)指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談などを行う、看護師、 保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職員をいうものとします。

(訪問看護の提供記録等)

第四条

1　事業者は、訪問看護記録等を作成した後、5年間はこれを適正に保存し、利用者及び利用者の後見人(必要に応じ利用者の家族を含む)は、事業者に対して前項の記録の閲覧及び謄写を求めることが出来ます。但し、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

2　事業者は、正当な理由がある場合は、理由を明示し、記録の閲覧ないし謄写の一部または全部を拒否することがあります。

3　事業者は、契約の終了にあたって必要があるとみとめられる場合は、利用者等の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(訪問看護の利用料金)

第五条

1　訪問看護に対する利用料金は、重要事項説明書に記載するとおりとし、利用者は訪問月毎に原則として口座引き落としにより支払うものとします。なお、利用料金は関係法令が契約期間中に改正された場合は、改正後の金額を適用します。

2　事業者は、料金の変更がある場合、利用者に事前に説明し同意を得ます。

3　事業者は、介護保険法等関連法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。

4　利用者は、利用料の変更等に応じられない場合は、この契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第六条

1　利用者が正当な理由なく利用料金を3か月以上滞納した場合は、事業者は相当期間を定めて催告し、なお支払われないときはこの契約を解除することができます。

2　事業者は前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(利用者の契約解除)

第七条　利用者は、事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに文書等の通告で、この契約を解除することができます。

(事業者の契約解除)

第八条　事業者は、利用者又はその家族が次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約を解除できるものとします。

この場合、事業者は、利用者担当の主治医及び介護支援専門員などにその旨を連絡します。

(1)法令違反

(2)著しく常識を逸脱する行為

(3)脅迫罪、強要罪、恐喝罪、威力業務妨害罪の構成要件に該当する事由があった場合

(4)医療行為に関し、医師の指示に従ってもらえない場合

(5)訪問看護計画の目的を達成することが著しく困難になった場合

(6)事業者及び事業者の職員に対して利用継続が困難と認められる背信行為又は反社会的行為を行った場合

(契約の終了)

第九条　利用者は、次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

(1)第二条の規定により、利用者から契約更新の意思がなく、契約終了の申し出があったとき

(2)第六条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

(3)第七条の規定により、利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき

(4)第八条の規定により、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

(5)次の理由により、事業者が訪問看護を提供できなくなったとき

ア　利用者が介護保険施設に入所又は医療施設に入院したとき

イ　利用者が他市町村へ転出、又は死亡したとき

ウ　施設の減失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になったとき

エ　事業所が介護保険や医療保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(損害賠償)

第十条　事業者は、訪問看護の提供に伴い利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、自らの責に帰すべき理由によらない場合には、この限りではありません。

(損害賠償がなされない場合)

第十一条

1　自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1)利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

(2)利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

(3)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

2　保険適応外でのサービスで発生した事故について、当事業所に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第十二条

1　事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、会社は、利用者に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。

2　前項の場合においても、お客様は既に提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

(秘密保持)

第十三条

1　事業者及び事業者の社員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者等の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約期間中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

2　事業者は、事業者の社員が退職後、在職中に知り得た利用者等の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3　事業者は、利用者等の個人情報について、利用者の居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び居宅サービス事業者(又は介護予防サービス事業者)との連絡調整において必要な場合には、利用者等に使用目的を説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で使用します。

4　第一項の規定に関わらず、事業者は、

　　①　障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律

　　②　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

　　③　児童虐待の防止等に関する法律

に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責を負わないものとする。

5　第一項の規定に関わらず、事業者は、緊急時や災害時において、生命及び身体の保護のため安否情報を行政等関係機関に提供することがあります。

事業者　所在地

　　　　名　称

　　　　代表者

(緊急時の対応)

第十四条　事業者は、現に訪問看護の提供時に利用者の病状の急変が生じている時は、必要な処置を行い、その他必要な場合は、速やかに主治の医師等に連絡をとるなどの対応を行います。

(利用者代理人)

第十五条　利用者は、代理人を選出し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理として行わせることが出来ます。

(相談・苦情対応)

第十六条

1　事業者は利用者等からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の相談・苦情等に対し、迅速、誠実に対応します。

2　事業者は、利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

(協議事項)

第十七条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法、医療保険法、その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

(合意管轄)

第十八条　利用者等及び事業者は、本契約に関する一切の紛争について、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、利用者が署名の上、事業所にて保有することとします。

令和　　年　　月　　日

利用者

　私は、契約事項の説明を受け、内容を確認し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。

　住所：

　氏名：

　電話番号：

署名代行者

　私は、利用者に代わり契約事項の説明を受け、内容を確認し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。

　住所：

　氏名：

　利用者との関係：

　電話番号：

事業所

　所在地：

　名　称：